

# 大学分科会及び各部会等における審議状況

## 1. 大学分科会

【主な審議事項】中長期的な大学教育の在り方について / 各部会等の審議の集約

【検討状況】「中長期的な大学教育の在り方について(諮問)」に関し、審議中。引き続き、審議を深めることが必要。

## 2. 制度・教育部会

【主な審議事項】学士課程教育の在り方について

【検討状況】学位水準の維持・向上、高等学校との接続の改善等について審議を重ね、平成20年3月、「学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)」をとりまとめ。パブリックコメント等を経て、平成20年6月まで同答申案を審議。(大学分科会の審議を経て、平成20年12月に答申)。

## 3. 大学院部会

【主な審議事項】大学院の制度及び教育の在り方について

【検討状況】大学院教育の実質化や、博士課程修了者の進路等の諸課題について審議中。今後、さらなる審議が必要。[別紙1]

## 4. 大学教育の検討に関する作業部会

【主な審議事項】「中長期的な大学教育の在り方について(諮問)」に関する各種の調査・分析及び論点整理のための専門的な検討について

【検討状況】作業部会のもとに13のワーキンググループを設置。うち、4ワーキンググループにおいて具体的検討を開始。[別紙2, 3]

## 5. 法科大学院特別委員会

【主な審議事項】法科大学院制度の一層の充実について

【検討状況】法科大学院の教育の質の保証について審議を進め、平成20年9月、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(中間まとめ)」をとりまとめ。今後、さらなる審議が必要。[別紙4, 5]

## 6. 留学生特別委員会

【主な審議事項】今後の留学生交流の在り方について

【検討状況】平成20年7月に、「『留学生30万人計画』の骨子」取りまとめの考え方に基づく具体的方策の検討」をとりまとめ。[別紙6]

## 7. 高等専門学校特別委員会

【主な審議事項】高等専門学校教育の充実について

【検討状況】高等専門学校の教育内容等の充実、発展方策等について審議を重ね、平成20年7月、「高等専門学校教育の充実について(答申案)」をとりまとめ。(大学分科会の審議を経て、平成20年12月に答申)

## 8. 認証評価特別委員会

【主な審議事項】評価機関の認証審査や認証評価制度及び実施の在り方について

【検討状況】平成20年6月まで認証評価の改善に関する論点について検討。[別紙7]

※(参考)として「大学分科会関連の中央教育審議会答申(第1期～第4期)と、それを受けた対応について」に掲載

## 大学院部会の審議状況

### 1. 第4期大学分科会大学院部会における主な審議

#### (大学院設置基準の改正について)

第39回(平成19年9月21日)の審議を踏まえ、大学院設置基準を改正(平成19年12月施行)。その内容は、各大学院における多様な履修形態を提供する取組がそれぞれの大学の主体的な判断により推進されるよう、教育研究上の必要がある場合には、博士課程の区分制又は一貫制のいずれについても、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、これらの年限を超えることができることを明確化することとした。

#### (博士課程修了者等の諸問題について)

博士課程修了者が社会の多様な場で活躍できていない現状を踏まえ、第40回(平成20年2月21日)、第41回(平成20年5月15日)、委員懇談会(平成20年6月30日)の審議において、下記の論点に基づき、我が国の博士課程修了者等の諸問題への対応方策を審議した。

- 博士課程修了者等に関して社会のニーズとのミスマッチが指摘されている状況について、どのように考えるべきか。(カリキュラムの在り方、研究指導の在り方、博士課程修了者等の社会全体での活用促進など)
- 博士課程における研究者養成の在り方について、どのように考えるべきか。
- 博士課程学生等に対する経済的支援の充実について、どのように考えるべきか。
- 学位審査に係る透明性・客観性確保について、どのように考えるべきか。

#### (大学院教育の充実のために今後議論すべき論点について)

中央教育審議会諮問「中長期的な大学教育の在り方について」(平成20年9月11日)及び博士課程修了者等の諸問題についての審議を踏まえ、委員懇談会(平成20年11月25日、平成21年1月15日)において、大学院に関する課題について審議を行い、下記の通り論点を整理した。

- 論点1 学位プログラム等を通じた大学院の教育の実質化
- 論点2 大学院生や博士課程修了者等への進路や経済的支援
- 論点3 大学院の今後の量的規模
- 論点4 大学院大学(特に専門職大学院大学)の在り方
- 論点5 専門職大学院の在り方
- 論点6 その他

### 2. 第5期大学分科会大学院部会において検討を要する事項

大学院教育の充実のために今後議論すべき論点(大学院教育の実質化、経済的支援、量的規模、専門職大学院の質保証等)について、引き続き、審議を行う。

### 3. 今後の予定

平成21年夏に審議の中間まとめを行う予定。

中央教育審議会諮問「中長期的な大学教育の在り方について」(平成20年9月11日)  
における大学院に関する課題及び論点整理について

論点1 大学院の教育の実質化

**○ 大学院の教育機関としての実質化や大学教員の意識改革が図られているか。**

(例)

- ・ これまでの大学院教育の実質化の取組に関する効果の検証の実施
- ・ 大学院教育に関し、制度面の改善が進む一方、大学院が教育機関であることについての大学教員の意識が変わっていないため、FDの実施等により、教員としての心構え及び教えるテクニックなどを指導する場を設定
- ・ 大学教員の教育力を重視した採用、学生の就職状況等教育に関する業績の評価の実施及びそのための教育評価基準の設定、並びに各大学において良い教育を行っている教員の表彰等の実施
- ・ 社会との関わりの中で大学教育の在り方を考えていくための大学外の評価の導入
- ・ 大学院の現状を把握し、特に若手教員の負担軽減を含め、教員の授業負担の軽減を図る観点から、大学院教育の条件整備の方策を検討

**○ 大学院に入る段階において、学生の意欲及び能力を適切に評価するための方策が必要ではないか。**

(例)

- ・ 大学院に入る段階において、意欲及び能力のある学生を適切に審査する仕組みの構築
- ・ 大学院に入る前段階から、学生が大学院の教育研究に意欲を持つことができるキャリア・ガイダンスの実施

**○ 大学院教育の実質化をさらに促進するためにはどのような方策が必要となるのか。**

(例)

- ・ 組織を中心とした教育の在り方から、学位を取得するための課程(プログラム)を中心とした教育の在り方等への転換
- ・ 大学院の研究者養成、高度専門職業人養成、高度の教養人養成という人材養成機能それぞれに応じた教育内容・方法の明確化
- ・ 大学院におけるコースワーク(達成目標の明確化、理論と実践の反復、国際的な

教育研究の機会の充実等)の徹底

- ・ 大学院教育における良質の教科書の作成及び普及
- ・ 社会人の大学院教育へのニーズの的確な受容及び社会人学生の受け入れ方策（博士課程の短期在学コースの導入、「論文博士」の在り方等）についての検討
- ・ 大学院教育の実態に基づく適切な評価とさらなる財政的支援策の検討

**○ 学生と教員・研究者の流動性確保をさらに促進するためにはどのような方策が必要となるのか。**

(例)

- ・ 諸外国の取組を考慮しつつ、優秀な大学院生を国内外から獲得するための方策（カリキュラム、教員の質、研究レベル、施設・設備、入学制度、経済支援、学生支援（学習支援及び生活支援）、事務体制の充実及び国際化等）の実施
- ・ 教員・研究者の交流を通じて、国際的、国内的、又は地域における教育・研究拠点となりうるような環境を整える取組の実施

**○ 学生に対する厳正かつ適切な成績評価を実施するための方策が必要ではないか。**

(例)

- ・ 博士課程在学中における適性試験の実施等の出口管理の実施
- ・ 指導教官以外の教員の関与等のルール化等を含めた厳正な学位審査体制等の確立
- ・ 学位の質を下げずに博士課程の標準年限内の学位授与率の向上を図る方策の検討

**○ 大学院の質を保証するための設置基準の改善や評価制度の確立のための方策が必要ではないか。**

(例)

- ・ 大学院の取組を適切に評価するための分野別の認証評価制度の確立
- ・ 大学院教育の設置の要件（校地・校舎の基準等）の明確化

**論点 2 大学院生や博士課程修了者等への進路や経済的支援**

**○ 大学院生や博士課程修了者等の就職支援をさらに促進するためにはどのような方策が必要となるのか。**

(例)

- ・ 産業界、地域社会等と人材養成、研究開発等において連携を図るとともに、産業

界等社会のニーズと大学院教育のマッチングの実施

- ・ 博士課程修了者について、国内の研究職だけではなく、海外の研究機関や企業への就職も視野に入れた就職促進策（キャリアパスの明確化等）の実施
- ・ 国内での博士課程修了者の採用、社会人学生の現場復帰等の促進策の実施
- ・ インターンシップ等のキャリア教育の充実
- ・ キャリアアドバイザー等の体制の整備等の実施
- ・ 各学問分野ごとに高度な専門的知識を身につけた者が活躍する事例に関する調査の実施
- ・ 大学院及び大学院生の社会的地位を高めるための方策の検討

### **○ 大学院生や博士課程修了者等の経済的支援充実をさらに促進するためにはどのような方策が必要となるのか。**

(例)

- ・ 学生への経済的支援など、高等教育への資金投入の必要性について社会全体のコンセンサスを形成
- ・ 教育訓練段階での授業料減免のための経済的支援の在り方についての検討（奨学金等の充実）
- ・ TA・RAによる学生の労働の対価としての経済的支援の充実方策の実施
- ・ 海外の優れた学生を日本に呼んだり、海外に出た優秀な日本人学生を呼び戻すための経済的支援の在り方についての検討
- ・ 学生への経済的支援の財源確保のため、公的資金を確保するとともに、寄附募集活動の活発化及び戦略的な資産運用などの各大学の自助努力を促す方策の検討

### **論点 3 大学院の今後の量的規模**

### **○ 国際的な競争力の確保のための世界的な教育研究拠点の形成等、大学院教育の全体像を踏まえた適正な量的規模の検討が必要ではないか。**

(例)

- ・ 人口減少を踏まえた適正な量的規模の検討とともに、国際的な競争力の確保のための世界的な教育研究拠点の形成、必要不可欠な学問分野における研究者の確保、社会ニーズを踏まえた高度職業人養成、社会人・留学生の受け入れ等の観点から、修士課程、博士課程それぞれの適正な量的規模の検討
- ・ 大学院の入学定員の在り方についての検討

- ・ 大学院の評価における定員充足率のとらえ方についての検討
- ・ 大学院の機能別分化を促すような方策の検討
- ・ 学問分野別に出口を踏まえた上での適正な量的規模の在り方の検討

#### 論点4 大学院大学（特に専門職大学院大学）の在り方

##### ○ 大学院大学（特に専門職大学院大学）の質の保証のための方策が必要ではないか。

(例)

- ・ 大学院大学（特に専門職大学院大学）の設置審査要件の明確化（大学院大学の施設環境（校地・校舎の基準等）の明確化、研究者／実務家教員とのバランス、常勤・非常勤の割合、実務家教員の役割・責任等）

#### 論点5 専門職大学院の在り方

##### ○ 専門職大学院の質の保証のための方策が必要ではないか。

(例)

- ・ 専門分野別認証評価の整備・定着（評価項目のミニマム・スタンダードの策定、認証評価の特例措置の在り方、認証評価において不適合認定を受けた大学に対する措置の在り方等）

##### ○ 専門職大学院における教育機能の充実のための方策が必要ではないか。

(例)

- ・ 研究者・教員養成促進のための専門職学位課程と博士課程の接続の在り方
- ・ 専門職学位課程における組織的・体系的な教育の実施、コースワークの徹底
- ・ ダブルカウントの暫定措置終了後も、専門職大学院の教員が博士後期課程における研究指導に携わることにより、優れた研究・教育能力を備えた教員を育成することができるよう配慮について検討
- ・ 社会ニーズを踏まえた当該分野の修了者の共通的な資質・能力の検討

**○ 専門職大学院の適正規模についての検討が必要ではないか。**

(例)

- ・ 分野の特性等に応じた各専門職大学院の適正な量的規模の検討

論点6 その他

**○ 修士課程の位置づけを再度とらえ直すことが必要ではないか。**

(例)

- ・ 修士課程の位置づけについて、修士課程と博士課程との関係、高度専門職業人養成、専門職大学院大学との相違等について分野別に検討
- ・ 修士課程の学生の就職活動に関し、学生の学修や研究に支障を及ぼさないような在り方についての検討及び民間企業等との連携

**○ 学部教育と大学院教育との間の整理が必要ではないか。**

(例)

- ・ 学部の専門教育と大学院における専門教育の関係についての整理

## 大学教育の検討に関する作業部会の審議経過(会議開催：4回)

### 【第1回】日時：平成20年10月3日(金) 16:30～17:30

- (1) 9月11日中教審への諮問「中長期的な大学教育の在り方について」を踏まえ、作業部会における今後の論点について審議
- (2) ワーキンググループの設置について承認

### 【第2回】日時：平成20年10月29日(水) 13:20～13:50

- (1) 各ワーキンググループの審議状況について報告
  - ①OECD高等教育における学習成果の評価(AHELO)に関するワーキンググループ(第1回 9月30日開催)
  - ②学位プログラムの検討に関するワーキンググループ(第1回 10月29日開催)
  - ③質保証システム検討ワーキンググループ(第1回 10月24日開催)

### 【第3回】日時：平成20年11月26日(水) 12:15～12:30

- (1) 各ワーキンググループの審議状況について報告
  - ①OECD高等教育における学習成果の評価(AHELO)に関するワーキンググループ(第2回 11月17日開催)
- (2) 学位プログラムを中心とした大学制度についての検討

### 【第4回】日時：平成21年1月22日(木) 16:30～17:00

- (1) 各ワーキンググループの審議状況について報告
  - ①大学グローバル化検討ワーキンググループ(第1回 12月8日開催)
- (2) 大学教育の検討に関する作業部会の審議経過について

## 作業部会に設置している各ワーキンググループの検討状況

名称	検討内容	開催実績	これからの検討事項
学位プログラム 検討ワーキング グループ	教育課程や学内組織に関 する国内外の事例収集と 分析を行う。	第1回 10月29日 【議題】 (1) ワーキンググループの設置目的と期待される役割について (2) 学位プログラムを中心とした大学制度を検討する上での論点 整理について (3) 学位プログラムを中心とした大学制度を検討する上での今後 調査すべき事項の洗い出しについて (4) 今後のワーキンググループの進め方について (5) その他	・国内外における教育・学内運営の在り方 に関する事例の収集と整理 ・学位プログラムを中心とした大学制度の 検討
質保証システム 検討ワーキング グループ	諸外国における設置基 準・認可、アクレディ テーション等の事例収集 と分析を行う。	第1回 10月24日 【議題】 (1) 質保証システム検討ワーキンググループの運営について (2) 質保証システムの在り方について (3) その他	・諸外国における質保証制度の仕組みの 調査・収集・整理
大学グローバル 化検討ワーキン ググループ	大学の国際競争力向上に 関する国内外の取組に関 する事例収集と分析を行 う。	第1回 12月8日 【議題】 (1) 大学グローバル化検討ワーキンググループの運営について (2) 大学のグローバル化の在り方について (3) その他	・大学の国際化・国際競争力の向上に関す る国内外の取組に関する事例収集と分析
OECD高等教 育における学習 成果の評価(A HELO)に関 するワーキン ググループ	今後のOECD高等教育 における学習成果の評価 (AHELO)への対応 に関する事項について、 専門的な調査審議を行 う。	第1回 9月30日 【議題】 (1) OECD 高等教育における学習成果の評価(AHELO)に 関するワーキンググループの運営について (2) AHELOへの対応について (3) その他 第2回 11月17日 【議題】 (1) AHELOへの対応について (2) その他	・フイージビリティ・スタディの実施に向 けた調査審議

## 法科大学院特別委員会の審議状況

### 1. 第4期大学分科会法科大学院特別委員会における議論

「第4期大学分科会における部会等の設置について」（平成19年2月22日大学分科会決定）に基づき、約2年間にわたり、法科大学院法科大学院制度の一層の充実のための調査審議等を進めてきた。

平成19年12月18日には、司法試験考査委員による不適切な課外指導に端を発する問題状況を踏まえて、「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について」（報告）をとりまとめた。

また、2つのワーキンググループを設置（平成20年3月27日）し、入学者の質及び修了者の質の確保について審議を進め、成20年9月30日には、教育実施状況調査や法曹関係者からのヒアリングを踏まえ、法科大学院教育の改善の基本的な方向を提言する「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）」をとりまとめた。

### 2. 検討を要する事項

法科大学院教育の質の向上のための改善方策（入学者の質と多様性の確保、修了者の質の保証、教育体制の充実、質を重視した評価システムの構築）について、引き続き、審議を行う。

### 3. 今後の予定

平成20年度末に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（最終まとめ）」をとりまとめる予定。

# 「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(中間まとめ)」の概要

中央教育審議会法科大学院特別委員会報告(平成20年9月30日)

## 本報告の趣旨

法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、その質の保証のあり方について、現状調査や法曹関係者からのヒアリングなどを行い、以下のような改善方策の基本的な方向をとりまとめた。今後、審議を継続し、平成20年度末に最終まとめを行う予定。

## 主な内容

### 現 状

#### 第1 入学者の質と多様性

- ・志願者数の減少により、入学者選抜の十分な競争性の確保が不十分
- ・社会人、他学部出身者の入学者が漸減傾向

#### 第2 修了者の質の保証

- ・一部の修了者が基礎的な理解や思考能力を十分身につけていないとの指摘
- ・法学未修者1年次の授業時間等が不足
- ・司法試験合格者数が著しく少ない状態の続く法科大学院が一定数存在

#### 第3 教育体制の充実

- ・充実した教育に必要な専任教員確保への懸念
- ・とくに法律基本科目の専任教員の確保が困難化
- ・博士後期課程の進学希望者が減少

#### 第4 質を重視した評価システムの構築

- ・認証評価機関の間で評価にばらつきがあり、また形式的な評価にとどまっているなどの指摘
- ・各法科大学院における情報公開が不十分

### 改善の方向性

- ①入学者の質の確保のため、入学者選抜における競争的な環境を整備
- ②適性試験の入学最低基準の設定
- ③社会人がアクセスしやすい夜間コースや長期履修コースの拡充

- ①法科大学院生が修了時まで共通的に到達すべき目標(ミニマム・スタンダード)の設定
- ②科目群のバランスに配慮しつつ、法律基本科目の基礎的な学修を確保
- ③成績・進級判定の厳格化(特に法学未修者1年次から2年次への進級判定)

- ①平成25年度まで認められているダブルカウントの暫定措置は延長しない
- ②教育体制強化のための入学定員の見直しや教育課程の共同実施・統合等の促進
- ③法科大学院と博士後期課程等との連携による教員養成システムの構築

- ①到達目標の達成度、厳格な成績評価・修了認定、教員の業績・能力などを重点的に評価
- ②評価機関の間での不適格認定の内容・方法の調整
- ③各法科大学院における情報公開の促進
- ④改善の進捗状況のフォローアップ体制の構築

# 「『留学生30万人計画』の骨子」とりまとめの考え方に

## 基づく具体的方策の検討（とりまとめ）（概要）

平成20年7月8日 中央教育審議会大学分科会 留学生特別委員会

### I 優れた留学生の戦略的獲得

- (1) 基本的考え方
- (2) 戦略的獲得の対象
- (3) 数値目標
- (4) 日本留学に関する情報発信機能の強化
- (5) 戦略的に獲得するための大学等間の共同・連携
- (6) 海外における日本語教育の充実
- (7) 外交戦略との連携

### II 留学生を引き付けるような魅力ある大学づくりと受入れ体制

- (1) 優れた留学生獲得に向けたインセンティブの付与  
ー日本の大学のグローバル化ー
- (2) 留学生にとって安心できる魅力ある受入れ体制等の整備
- (3) 日本語教育の充実
- (4) 高校生留学

### III. 留学生にとって魅力ある社会 ー日本の社会のグローバル化ー

- (1) 将来の魅力あるキャリアのための就職支援・雇用の促進
- (2) 地域・企業等のコンソーシアムによる交流支援

### IV. 関係省庁・関係機関等の連携による有機的、総合的な推進

- (1) 外交戦略や入国管理、労働政策等関係省庁との連携体制
- (2) 民間企業や地域との連携

### V. 日本人の海外留学

- (1) 日本人学生の海外留学の意義
- (2) 日本人の海外留学を促進するための方策
- (3) 留意点

## 認証評価特別委員会等の審議状況

### 1. 「評価機関の認証に関する審査委員会」における審議

評価機関からの認証申請に応じて審査を行うために「評価機関の認証に関する審査委員会」が設置された。これまでの審議経過は以下のとおり。

《第6回》平成19年7月6日、《第7回》平成19年9月11日

専門職大学院の評価機関として次の2団体の認証に係る審議

- 特定非営利活動法人 THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW , a 21st century organization (ABEST21) 【経営分野】
- 特定非営利法人国際会計教育協会 【会計分野】

《第8回》平成19年12月18日、《第9回》平成20年2月19日

専門職大学院の評価機関として次の2団体の認証に係る審議

- 財団法人大学基準協会 【経営分野】
- 特定非営利活動法人日本助産評価機構 【助産分野】

### 2. 「認証評価特別委員会」における審議

大学評価の一層の充実を図るため、「評価機関の認証に関する審査委員会」を改組し、「認証評価特別委員会」が設置された。これまでの審議経過は以下のとおり。

《第1回》平成20年5月26日

認証評価機関による評価の実施状況等に関する評価機関からのヒアリング

《第2回》平成20年6月30日

自己点検・評価、認証評価に関する大学からのヒアリング

### 3. 今後検討すべき事項

大学教育の質保証システムの構築のため、分野別評価や認証評価結果の活用など認証評価システムの在り方及び国際的通用性の確保について、さらなる検討が必要。

(参考) 大学分科会関連の中央教育審議会答申(第1期～第4期)と、それを受けた対応について

		答申等	改正事項等	現状・備考
平成14年	2月	<b>大学における社会人受け入れの推進方策等について(答申)</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>ニーズが増大している大学等における社会人の学習需要に対応するため、長期履修学生制度、専門大学院1年制コース、通信制博士課程の制度化等について提言。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期履修学生制度の導入(平成14年3月施行)</li> <li>・専門大学院1年制コースの制度化(平成14年3月施行)</li> <li>・通信制博士課程の制度化(平成14年3月施行)</li> </ul>	<p>→平成18年度現在 学部:78校, 83人 大学院:166校, 1,284人</p> <p>→専門大学院は専門職大学院に発展的移行(平成15年4月から)</p> <p>→私立:10大学(10研究科11専攻)で設置(平成20年度現在)</p>
平成14年	3月	<b>大学設置基準等の改正について(答申)</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「大学等における社会人受け入れの推進方策等について(答申)」に基づき必要な規定の改正について審議。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期履修学生制度の導入(平成14年3月施行)</li> <li>・専門大学院1年制コースの制度化(平成14年3月施行)</li> <li>・通信制博士課程の制度化(平成14年3月施行)</li> </ul>	
平成14年	8月	<b>大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(答申)</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>国による事前規制を最小限のものとし、事後チェック体制を整備するとの観点から、大学の設置認可の緩和や第三者評価制度の導入等による、教育研究の質を保証するシステムの構築について提言。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部・学科等の設置認可の対象を限定し、届出制を導入(平成15年4月施行)</li> <li>・大学設置の抑制方針を撤廃(平成15年4月施行) (医師、歯科医師、獣医師、船舶職員の養成に係る学部については抑制を継続)</li> </ul>	<p>→届出制の導入により、組織改編の件数が増加しており、設置認可・届出の総件数のうち、過半を届出が占めている。</p> <p>○設置認可・届出の件数 (年度は開設年度。括弧内は届出件数で内数)</p> <p>平成15年度: 278 (1) 16年度: 472 (276) 17年度: 392 (265) 18年度: 482 (356) 19年度: 353 (243) 20年度: 343 (258) 21年度: 301 (223)</p> <p>※公私立大学のみ</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>設置基準の簡素化，準則化</b> (平成15年4月施行)</li> <li>・ <b>新たな第三者評価制度を導入</b> (平成16年4月施行)</li> <li>・ <b>法令違反状態の大学に対する是正措置制度を導入</b> (平成15年4月施行)</li> </ul>	<p>○設置認可等の現状の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明らかに準備不足の申請が増加</li> <li>・ 学部・学科等の組織の名称，学位の専攻分野の名称の多様化</li> <li>・ 柔軟な組織づくりの促進の一方，本来の届出制度の趣旨を逸脱するような届出も出現。</li> </ul> <p>→すべての国公立大学，高等専門学校（計1,271校・専攻）が，定期的に認証評価機関による評価を受け，改善に反映</p> <p>平成19年度までに評価を受けた機関数：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学・・・268校(36%)</li> <li>短大・・・132校(34%)</li> <li>高専・・・56校(92%)</li> <li>専門職大学院 ・・・24専攻(32%)</li> </ul> <p>→1件に対して改善勧告 (平成19年1月)</p>
平成14年	8月	<b>大学院における高度専門職業人養成について(答申)</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>大学院における高度専門職業人養成を一層促進するため，実践的な教育を行う専門職大学院制度の創設について提言。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>専門職大学院設置基準の制定，専門職大学院の開設</b> (平成15年4月施行)</li> </ul>	<p>→182専攻(平成21年度開設予定を含む [うち法科大学院74専攻])</p>
平成14年	8月	<b>法科大学院の設置基準等について(答申)</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>専門職大学院設置基準の制定</b> (平成15年4月施行)，<b>法科大学院の開設</b> (平成16年4月)</li> </ul>	<p>→74専攻(平成20年度現在)</p>

		<p>司法制度改革・大学改革を受け、新たな法曹養成制度の中核としての法科大学院の実現のため、制度設計に直接かわる設置基準、学位、入学者選抜等について提言。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>連合大学院制度に係る規定を整備</b>(平成15年4月施行)</li> </ul>	→12件 (平成20年度)
平成15年	1月	<p><b>大学設置基準等の改正について(答申)</b></p> <p>平成14年8月の答申「大学院における高度専門職業人養成について」、「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」、「法科大学院の設置基準等について」に基づき必要となる規定の改正について審議。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>教員組織の年齢構成、収容定員、校舎面積等の基準の適正化</b>(平成15年4月施行)</li> <li>・ <b>専門職大学院設置基準を制定</b>(平成15年4月施行)</li> <li>・ <b>連合大学院制度に係る規定を整備</b>(平成15年4月施行)</li> </ul>	
平成15年	12月	<p><b>新たな留学生政策の展開について(答申)</b></p> <p>昭和58年に策定された「留学生受入れ10万人計画」の目標が達成される見込みとなったことや、留学生の急増に伴う留学生の質への懸念などを背景に、留学生交流の拡大と質の向上を目指した新たな留学生政策の基本的方向や具体的な施策等について提言。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>留学生の質の確保(大学の在籍管理の徹底)</b></li> <li>・ <b>留学生受入れ制度の改善・充実</b></li> <li>・ <b>日本人の海外留学への支援</b></li> </ul>	<p>→大学等に外国人留学生の適切な在籍管理等を要請(平成17年1月通知)</p> <p>→国費留学生制度の改善(特別プログラムや大使館推薦戦略機動枠の創設、国費留学生制度における成績管理の厳格化、大使館推薦による採用方法の改善)</p> <p>→長期海外留学支援制度の創設(平成17年度)(平成19年度までの採用者数:159名)</p> <p>→奨学金貸与制度の創設(日本学生支援機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「長期海外進学奨学金」採用者計1,423名(平成16年度から平成19年度まで)</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「短期海外留学奨学金」採用者計523名（平成18年度及び平成19年度）</li> <li>→日本学生支援機構設立（平成16年度）</li> </ul>
平成16年	2月	<p><b>文部科学大臣が認証評価機関になろうとする者を認証する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の制定について（答申）</b></p> <p>平成14年8月の答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」に基づき、必要な規定の整備について審議。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価機関の認証に際し、大学評価基準や、法科大学院に係る特例等の細目を規定した省令を制定。（平成16年4月施行）</li> </ul>
平成16年	2月	<p><b>大学設置基準等の改正について（答申）</b></p> <p>平成14年に学校教育法の改正が行われたことにより、必要な規定の整備について審議。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法の改正を踏まえ、大学設置基準の自己点検・評価に関する規定を整理。（平成16年4月施行）</li> </ul>
平成16年	2月	<p><b>薬学教育の改善・充実について（答申）</b></p> <p>医薬分業の進展、医療技術の高度化などを背景に、今後、薬剤師にはより高い資質が求められていることから、大学における薬剤師養成のための薬学教育の修業年限の延長等について提言。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師養成のための学部について、修業年限を4年から6年に延長（平成18年4月施行）</li> <li>→6年制薬学部の設置状況：74校（平成21年度は新設予定なし）</li> </ul>

平成16年	9月	<b>大学設置基準の改正について（答申）</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>平成16年2月の答申「薬学教育の改善・充実について」に基づき、必要な規定の整備について審議。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6年制薬学部に関する卒業要件、教員や施設、設備等について大学設置基準等を改正。（平成16年12月施行）</li> </ul>	
平成16年	9月	<b>「外国大学の日本校」及び「我が国の大学の海外校」に関する制度の整備について（答申）</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について」（国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議）に基づき必要な規定の整備について審議。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学大臣指定の外国大学日本校の日本の大学への編入学等について学校教育法施行規則等の規定を整備。（平成16年12月施行）</li> <li>日本の大学の海外校について大学設置基準等の規定を整備（平成17年4月施行）</li> </ul>	<p>→文部科学大臣が指定する外国大学日本校の数：6校 （平成20年1月現在）</p>
平成17年	1月	<b>我が国の高等教育の将来像（答申）</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>中長期的（平成17(2005)年以降、平成27(2015)年～平成32(2020)年頃まで）に想定される我が国の高等教育の将来像と、その内容の実現に向けて取り組むべき施策について提言。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員分野に係る大学設置等の抑制方針を撤廃（平成17年4月施行）</li> <li>高等専門学校の単位の計算方法の見直し（平成17年9月施行）</li> <li>4年制専門学校の修了者に対する大学院入学資格の付与（平成17年12月施行）</li> <li>短期大学卒業者への学位授与（平成17年10月施行）</li> <li>大学の教員組織の整備（准教授、助教の新設等）（平成17年10月施行）、講座制度の撤</li> </ul>	<p>→教員分野に係る大学・学部等の設置又は収容定員増 平成18年度：7大学 平成19年度：3大学</p> <p>→新たな単位計算方法を導入した高専（一部学科を含む）52校（全高専64校）（平成19年度）</p> <p>→指定を受けている専修学校の専門課程（4年制）の数：363校 （平成20年2月現在）</p>

			<p>廃等(平成19年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師不足対策としての医学部の定員増の容認</li> <li>・ 大学等の人材養成目的の明示, FDの義務化, 成績評価基準の明示等 (大学院設置基準等の改正:平成19年4月施行, 大学設置基準等の改正:平成20年4月施行)</li> <li>・ 高等教育機関相互のコンソーシアムの形成(大学設置基準等の改正により大学における教育課程の共同実施制度を創設(平成21年3月施行))</li> </ul>	<p>→ 医学部入学定員</p> <p>平成18年度:7,625人 19年度:7,625人 20年度:7,793人 21年度:8,486人</p>
平成17年	9月	<p><b>新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－(答申)</b></p> <p>国際的な水準での大学院の教育研究機能のさらなる強化の必要性について, 教育の課程の組織的展開の強化による「大学院教育の実質化」と大学院評価の確立や世界的な教育研究拠点の形成支援等を通じた「国際的な通用性, 信頼性の向上」について提言。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「大学院教育振興施策要綱」の策定(平成18年3月)</li> <li>・ 大学院の課程における人材養成目的の明示, FDの義務化, 成績評価基準の明示等(平成19年4月施行)</li> </ul>	<p>→ 国際的に卓越した教育研究拠点形成と大学院教育の抜本的強化(平成21年度予定額:400億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グローバルCOEプログラム</li> <li>・ 組織的な大学院教育改革推進プログラム</li> </ul>
平成18年	3月	<p><b>大学設置基準等の改正について(答申)</b></p> <p>平成17年2月の答申「我が国の高等教育の将来像」, 及び9月の「新時代の大学院教</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員組織, 専任教員, 助教の資格に関する事項等について大学設置基準等を改正(平成18年4月施行)</li> <li>・ 教育研究上の目的の明確化, FDの義務化, 成績評</li> </ul>	

		育」に基づき、必要な規定の改正について審議。	価基準の明示等に関し大学院設置基準を改正(平成19年4月施行)	
平成18年	12月	<b>専門職大学院設置基準の改正について(答申)</b> 平成18年7月の答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(主に初等中等教育分科会で審議)に基づき、必要な規定の改正について審議。	<b>「教職大学院」制度の創設</b> (平成19年4月施行)	→教職大学院の新設 平成20年度：19大学 平成21年度(予定) : 5大学
平成19年	3月	<b>教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について(答申)</b> 平成18年12月の教育基本法改正を踏まえ改正を必要とする法律のうち、緊急に改正が必要な制度について提言。	<b>&lt;高等教育関係部分&gt;</b> ・学校教育法を改正し、大学、私立学校等の目的に関する規定を整備したほか、履修証明制度を創設。 (平成19年12月施行)	
平成19年	7月	<b>大学設置基準の改正について(答申)</b> 平成17年2月の答申「我が国の高等教育の将来像」に基づき、必要な規定の改正について審議。	・大学等の教育研究上の目的の明確化、FDの義務化、成績評価基準の明示等に関し <b>大学設置基準等を改正</b> (平成20年4月施行)	
平成19年	12月	<b>大学院設置基準の改正について(答申)</b> 「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月閣議決定)、「社会総がかりで教育再生を」(平成19年6月、教育	・教育研究上の必要があると認められる場合は、大学院の標準修業年限を超えることができるよう、 <b>大学院設置基準を改正</b> 。(平成19年12月施行)	

		再生会議第二次報告)に基づき、必要な規定の改正について審議。		
平成20年	4月	<b>教育振興基本計画について(答申)</b> 改正教育基本法において規定された教育振興基本計画について、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を提言するとともに、今後5年間に取り組むべき具体的な施策を明示。	<b>&lt;高等教育関係部分&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育振興基本計画」の策定 (平成20年7月閣議決定)</li> <li>・中長期的な大学教育の在り方について中央教育審議会へ諮問。(平成20年9月)</li> <li>・社会の信頼に応える学士課程教育等の実現</li> <li>・国際的に卓越した教育研究拠点の形成、大学院教育の抜本的強化</li> <li>・大学等の国際化の推進</li> <li>・国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組を支援</li> <li>・私立学校教育の振興</li> </ul>	→大学教育・学生支援推進事業(新規) 平成21年度予定額 : 110億円 →平成21年度予定額 : 400億円 ・グローバルCOEプログラム ・組織的な大学院教育改革推進プログラム →「留学生30万人計画」 骨子を文部科学省など関係6省によりとりまとめ(平成20年7月) →①大学教育充実のための戦略的 <sup>①</sup> 大学連携支援プログラム 平成21年度予定額 : 60億円 ②社会的要請の高い医師の養成支援 : 37事業(168大学) →私立大学等経常費補助 平成21年度予定額 : 3,218億円
なお、教育振興基本計画の審議に関連し、大学分科会での議論に基づき、関係4委員から「教育振興基本計画の在り方について」(平成20年2月)及び「教育亡国」回避のために投資の断行を(平成20年6月)の2つの意見書が提出され、将来的な目標や大幅な財政支援の拡充についての提言がなされた。				

平成20年	10月	<b>大学設置基準等の改正について(答申)</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>平成17年2月の答申「我が国の高等教育の将来像」に基づき、必要な規定の改正について審議。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学における教育課程の共同実施制度を創設(平成21年3月施行)</li> </ul>	
平成20年	12月	<b>学士課程教育の構築に向けて(答申)</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学教育の質を保証する取組は不可欠であると指摘し、「大学に期待される取組」及び「国によって行われるべき支援・取組」について提言。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学士課程教育の質の維持・向上のため、各大学の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の明確化等を進めることが必要。</li> <li>分野別質保証の在り方について日本学術会議に対し審議依頼。(平成20年5月)</li> </ul>	<p>→①大学教育充実のための戦略的・大学連携支援プログラム 平成21年度予定額：60億円</p> <p>②大学教育・学生支援推進事業(新規) 平成21年度予定額：110億円</p>
平成20年	12月	<b>高等専門学校教育の充実に向けて(答申)</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>高等専門学校をめぐる状況が大きく変化する中、様々な課題について対応し、振興を図るための方策について提言。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育内容・方法等の充実や教育基盤の強化の推進</li> <li>地域ニーズを踏まえた専攻科の整備・充実、地域と連携した国立高専の再編・整備の検討</li> </ul>	